

競争的資金等に使用に関する不正防止計画

1.機関内の責任体系の明確化

分類	不正発生要因	具体的防止計画
責任と権限	<ul style="list-style-type: none"> 責任者が交代した場合、後任者が責任と権限を十分に認識していない。 時間の経過により、認識が低下しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 責任者とその範囲・権限についてホームページで常に公開し、社内外に周知する 責任者の交代時においては十分な引き継ぎを行う。

2.適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

分類	不正発生要因	具体的防止計画
ルールの明確化・統一化	研究者がルールおよびルール変更について十分に認識していない	<ul style="list-style-type: none"> 使用ルールについて、全ての研究者及び事務社員（以下「研究者等」という。）へ周知する。 通知や説明会により変更点を確認する。 使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。

3.不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

分類	不正発生要因	具体的防止計画
不正発生要因の把握と不正防止計画の策定	不正を発生させる要因とその再発防止策の検討が十分なされていない。	不正を発生させる要因の把握に努め、その再発防止策を検討し、不正防止計画を策定する。
不正防止計画の実施	不正防止計画を策定したにもかかわらず、不正事案が発生する。	<ul style="list-style-type: none"> 不正事案が発生した場合、その本調査から明らかになった不正発生の具体的な要因及びその再発防止策について、不正防止計画に追加する。 不正防止計画について点検・評価を行い、見直しを図る。

4.研究費の適正な運営・管理活動

分類	不正発生要因	具体的防止計画
予算の執行状況の把握	・予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	・定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。
検収体制	・研究者等が研修体制について十分に認識していない。 ・検収確認が不十分	・検収体制を研究者等に周知徹底する。 ・競争的資金等を使用し発注する全ての物品購入について事務管理部門による納品事実の確認を行う

5.情報伝達・共有化の推進

分類	不正発生要因	具体的防止計画
不正使用の情報伝達	・情報伝達の仕組みが明確に示されていない。	・使用ルールの説明会を開催、競争的資金等の業務（運営・管理）に携わる研究者等全ての参加を義務付ける。
相談窓口	・研究費の使用ルール又は事務処理手続きに関して、担当部署がわからない。	・ホームページにより、事務処理手続きに関する相談窓口を周知する。
通報窓口	・社外から通報する担当部署がわからない。	・管理部が通報窓口となり、不正の早期発見に努める。 ・通報窓口をホームページで公開し、社内外に周知する。

6.モニタリングに在り方

分類	不正発生要因	具体的防止計画
不正防止を推進する体制	整備した管理体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	・管理体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。